

内閣参質一六五第一二号

平成十八年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 扇 千 景 殿

参議院議員白眞勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

0

0

参議院議員白眞勲君提出日本の北朝鮮に対する独自制裁に関する質問に対する答弁書

一の1及び二の2について

政府としては、平成十八年十月十一日に北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について公表したところであるが、諸般の情勢を総合的に勘案し、北朝鮮に対する措置として、すべての北朝鮮籍船の入港の禁止、北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止及び北朝鮮籍を有する者の原則入国の禁止の措置をとったところであり、今後の北朝鮮の対応、国際社会の動向等を考慮しつつ、更なる対応について検討することとしている。

一の2について

お尋ねは、仮定の問題であり、また、具体的事情が明らかでないため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として言えば、御指摘のような方法で御指摘の物品を北朝鮮に輸出することは、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）その他の法令により規制されていない限り、可能である。

一の3について

二

お尋ねについては、輸出申告書に記載されている事項の整理等の作業が膨大なものになることから、お答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねは、関係国との交渉の経緯にかかわる事柄であることから、答弁は差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、国際連合安全保障理事会において厳しい内容の拘束力を有する決議を速やかに採択すべきであるとの基本的な考え方に基づき交渉に臨んだものである。